

香川県条例第52号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p>			<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）に基づく事務 別表第6</p> <p>(7)～(12) 略</p>		
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1 銃砲・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者が同号の規定による許可を受けようとする場合	1件につき <u>6,800円</u>	1 銃砲・刀剣類所持許可申請手数料	(1) 銃砲刀剣類所持等取締法（以下この表において「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者が同号の規定による許可を受けようとする場合	1件につき <u>5,400円</u>
	(2) その他の者が法第4条第1項の銃砲又は刀剣類の許可を受けようとする場合	1件につき <u>10,500円</u>			
2 認知機能検査手数料		<u>1回につき650円</u>			
3 猟銃・空気銃取扱講習手数料	略		2 猟銃・空気銃取扱講習手数料	略	

4 猟銃技能 検定手数料		1回につき22,000 円
5 猟銃技能 講習手数料		1回につき12,300 円
6 国際競技 参加外国人 銃砲・刀剣 類所持許可 申請手数料	略	
7・8 略		
9 猟銃・空 気銃所持許 可更新申請 手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴 う法第7条の3第2項の許可 の更新（以下この表において 単に「更新」という。） (2) 新たな許可証の交付を伴 わない更新	1件につき7,200 円 1件につき6,800 円
10 射撃教習 資格認定申 請手数料		1件につき8,900 円
11 射撃練習 資格認定申 請手数料		1件につき8,900 円
12 年少射撃 資格認定申 請手数料		1件につき9,600 円
13 年少射撃 資格認定証 書換え手数 料		1件につき1,800 円
14 年少射撃 資格認定証 再交付手数 料		1件につき1,900 円

3 猟銃技能 検定手数料		1回につき21,000 円
4 国際競技 参加外国人 銃砲・刀剣 類所持許可 申請手数料	略	
5・6 略		
7 猟銃・空 気銃所持許 可更新申請 手数料	(1) 新たな許可証の交付を伴 う法第7条の3第2項の許可 の更新（以下この表において 単に「更新」という。） (2) 新たな許可証の交付を伴 わない更新	1件につき5,800 円 1件につき5,400 円
8 射撃教習 資格認定申 請手数料		1件につき7,900 円
9 射撃練習 資格認定申 請手数料		1件につき7,900 円

15 年少射撃 資格認定講 習手数料	1回につき9,700 円
--------------------------	-----------------

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同号の規定による許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,500円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から3,800円を減じた額とする。
- 3 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、6の項に定める額から2,300円を減じた額とする。
- 4 更新を受けようとする者が同時に他の更新を受けようとする場合にあつては、当該他の更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 5 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ9の項(1)又は(2)に定める額から2,400円を減じた額とする。
- 6 法第9条の13第1項の認定を受けようとする者が同時に他の同項の認定を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の認定に係る年少射撃資格認定申請手数料の額については、12の項に定める額から3,700円を減じた額とする。

--	--

備考

- 1 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に他の同号の規定による許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同号の規定による許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(1)に定める額から2,300円を減じた額とする。
- 2 1の項(2)に規定する者で法第4条第1項の許可を受けようとするものが同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の許可に係る銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、1の項(2)に定める額から3,700円を減じた額とする。
- 3 法第6条第1項の許可を受けようとする者が同時に他の同項の許可を受けようとする場合にあつては、当該他の同項の許可に係る国際競技参加外国人銃砲・刀剣類所持許可申請手数料の額については、4の項に定める額から2,300円を減じた額とする。
- 4 更新を受けようとする者が同時に他の更新を受けようとする場合にあつては、当該他の更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額については、それぞれ7の項(1)又は(2)に定める額から2,300円を減じた額とする。
- 5 1の項(1)に規定する者で法第4条第1項第1号の規定による許可を受けようとするものが同時に更新を受けようとする場合にあつては、当該更新に係る猟銃・空気銃所持許可更新申請手数料の額は、それぞれ7の項(1)又は(2)に定める額から2,300円を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成21年12月4日から施行する。